障害者支援施設 県所管域 共同生活援助事業所 管理者 様 障害児入所施設

> 神奈川県福祉子どもみらい局 福祉部障害サービス課長 (公 印 省 略)

障害児者施設等の従事者に対する PCR 検査の実施について (通知)

日頃から本県の障がい福祉施策に格段の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本県では、令和3年2月から3月の間に、施設内の新型コロナウイルス感染防止対策の強化を目的とし、障害児者が生活する施設の従事者を対象としたPCR検査を実施しました。

多くの従事者の方に検査を受けていただいたことで、早期に感染を確認し、速やかに感染拡大阻止の対応をすることができました。

この度、令和3年3月22日付け、国の「4月以降の高齢者施設等の検査について (要請)」及び令和3年4月16日付け、国の「まん延防止等重点措置区域における高齢者施設等への重点的検査等の実施について」が発出されました。これを踏まえ、県では令和3年5月から7月にかけて、施設内の新型コロナウイルス感染防止対策の強化と県内の医療提供体制の維持を目的とし、障害児者が生活する施設等の従事者を対象とした無料のPCR検査を実施します。

つきましては、検査を希望する施設においては、別紙手順書「障害児者施設等 PCR 検査事業(事業者用手順書)」を御確認いただくとともに、検査の申請手続き等について、遺漏ないよう御対応ください。

施設・事業所の皆様には、積極的に検査を受けていただきますよう御協力をお願い します。

1 対象施設等

県保健福祉事務所所管域のうち、「まん延防止等重点措置」の対象区域(※)に所在する次の施設(今後の感染状況等により対象地域に変更が生じる場合があります。)

- (1) 障害者支援施設(併設する通所施設等を含む)
- (2) 障害児入所施設(併設する通所施設を含む)
- (3) 共同生活援助事業所(グループホーム)
 - (※) 平塚市、鎌倉市、秦野市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、三浦市、伊勢原市、逗子市、葉山町及び小田原市(令和3年6月1日時点)

(平塚市、秦野市及び小田原市の3市につきましては、「まん延防止等重点措置」の対象区域に該当するのは令和3年6月1日以降ですが、申込フォームへの申請は5月31日から可能です。)

2 対象職員

1に掲げる施設・事業所で利用者と接する職員

(常勤・非常勤及び職種は問わず、施設・事業所が感染防止のために必要と判断 した者)

※ 他の対象施設の職員を兼務している場合は、どの施設の職員として検査を受けるか調整してください。

3 事業実施期間

本事業の実施期間は2回に分かれています。それぞれの検体回収期間によって、 申込受付期間が異なるため、実施日を御確認の上、申込をお願いします。

(1) 第1回

申込期間 : 令和3年5月31日(月)から

令和3年6月3日(木)16:00まで

検体回収期間 : 令和3年6月7日(月)から令和3年6月18日(金)

(2) 第2回

申込期間: 令和3年6月14日(月)から

令和3年6月17日(木)16:00まで

検体回収期間 : 令和3年6月21日(月)から令和3年7月2日(金)

※ 第1回と第2回、重ねての受検が可能です。是非積極的な検査申込に御協力く ださい。

4 PCR 検査の申請方法

以下の URL または二次元コードから PCR 検査申込の申請フォームにアクセスし、 必要事項を入力してください。なお、締切日の 16 時以降は申込が受理されません のでお気を付けください。

「障害児者施設等 PCR 検査申込」

• URL

https://form.kintoneapp.com/public/form/show/46ee6befd792969d7916f38f5c8a4141ec11180d29130c20bd4cd80edace1e93

・二次元コード



5 お問合せ先

(1) 検査に関するお問合せ

検査会社名 : テンタムス・ジャパン合同会社 メールアドレス : kanagawa. kensa@tentamus. jp

(2) 県 Web 申請フォーム (申請入力フォーム) や事業全体に関するお問合せ

問合せ先 : 医療危機対策本部室感染症対策グループ

電話 : 045-210-4793 (直通)

(月~金 9:00~17:00 十日祝日を除く)

なお、申込入力フォームで事業所 ID が表示されない場合は、申込入力フォーム内に「障害児者施設等データベース登録・修正フォーム」への案内がありますので、そのページに移動し、求められる項目を入力してください。 詳しくは別添の手順書「4 フォームの入力」を御確認下さい。

6 その他

横浜市、川崎市所在の施設を対象に、各市において同様の検査事業を実施します。 詳細につきましては以下の問合せ先にお問合せください。

(1) 横浜市に所在する場合

問合せ先: 横浜市健康福祉局健康安全課

電話 : 045-671-2445

(2) 川崎市に所在する場合

問合せ先: 川崎市感染症対策課、川崎市障害者施設指導課

電話 : 044-200-1068

※ 横浜市、川崎市ではそれぞれ横浜市健康福祉局健康安全課、川崎市障害者施 設指導課が別途通知をしておりますので、そちらを御確認ください。

問合せ先

事業支援グループ 神永 岡﨑 電話 045-210-4717